計量法 令和二年十二月二十五日 二年十二月二十五日(平成四年法律第五十一号)第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき公示する。

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者

三六一一〇二	指定番号
十二月二十五日	指定年月日
最大需要電力計等	事業の区分の略称
東光東芝メーター	届出製造事業者の名称
埼玉県蓮田市大字黒浜三四八四番地一本社東光東芝メーターシステムズ株式会社	在地指定する工場又は事業場の名称及び所